

# 獣害防護柵設置特記仕様書

## 1 獣害防護柵設置については、次によるものとする。

- (1) 地表整理は、支柱埋設位置から外側の雑草木等について刈払い（切り株の処理を含む。）、地表物を支柱埋設位置の内側に除去するものとする。
- (2) 獣害防護柵は、現地の勾配や起伏の形状を勘案し、防護柵の有効高及び有効幅を確保するように設置するものとする。
- (3) 支柱の埋設は、垂直かつ、各仕様の深さまで打ち込むものとする。  
なお、岩石地等で十分な埋設の深さが確保できない場合には、控えをとるなどの必要な対策を施し、支柱が転倒しないよう努めるものとする。  
ただし、仕様で示す深さまで埋設出来ない場合は、監督員と協議する。
- (4) 防護用ネットが支柱から脱落しないよう確実に固定し、ネットと地面との間に隙間が生じないように施工するものとする。
- (5) 出入り口の設置箇所は、監督員の指示によるものとする。
- (6) 獣害防護柵の設置延長及び設置面積（支柱内側）の出来高は、実測により確定するものとする。  
この場合、コンパス測量と同等以上とし、その精度は300分の1以内とする。  
また、提出するものは、実測図（5000分の1）、測量野帳、面積計算書、設置図とする。
- (7) 防護用ネットの出来高の測定位置は、次のとおりとする。  
ア 設置高については、支柱間中央部とする。  
イ 設置幅については、支柱設置部とする。

## (8) 出来形管理基準

作業種	測定項目				測定基準	規格値	備考
	延長	面積	高さ	幅			
防護柵設置	○				設置延長	-0.1%	
		○			設置面積	-	
防護用 ネット設置			○		設置高	±0.1m	
				○	設置幅	-0.1m	
支柱設置			○		設置高	±0.1m	
				○	設置幅	+0.1m	支柱間斜距離

## 2 その他事項

上記に定めのない事項は、監督員と協議するものとする。